

那須雪崩事故に係る反省と
再発防止に向けた取組

令和7(2025)年1月

栃木県高等学校体育連盟

栃木県高等学校体育連盟登山専門部

本書は、那須雪崩事故に関する栃木県高等学校体育連盟の組織としての反省と現在行っている再発防止に向けた取組などを中心に記載したものであり、関係者個々人の責任等に関しては一定の範囲の記載にとどめています。

また、本書における刑事裁判に関する記載は作成時点のものです。

はじめに

平成29（2017）年3月27日、那須岳周辺で栃木県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）が主催し、栃木県高等学校体育連盟登山専門部（以下「登山専門部」という。）が主管する平成28年度春山安全登山講習会（以下「本講習会」という。）において雪崩が発生し、高体連及び登山専門部は大田原高校の生徒7名と引率教諭1名の尊い命を奪うとともに、重症4名を含む40名の方を負傷させるという大きな事故を起こしてしまいました。

高等学校の山岳事故としては、国内最大級の惨事であり、私ども高体連及び登山専門部は、責任を強く痛感し、衷心より亡くなられた8名の方々に哀悼の意を表します。

亡くなられた8名は、本来、事故に遭わなければ希望に満ちた将来があるはずでした。進学や就職、結婚、社会人としての活躍など多くのことが期待されていた中で、突然その未来が奪われたことの無念さと周囲の方々の深い悲しみは計り知れません。大切な命を奪ってしまったことに深い悔いと反省の念を抱いております。

令和5（2023）年7月に、栃木県、高体連、三講師が提訴されておりました那須雪崩事故に係る民事裁判の判決が確定し、損害賠償責任が認められました。高体連及び登山専門部は、この判決を真摯に受け止め、組織管理等の観点から安全配慮義務違反ないし過失があったことを認め、亡くなられた方々及び御遺族の皆様、負傷された方々及びその御家族の皆様に対しまして、深く反省とお詫びを申し上げたいと思っております。

そして、事故を決して風化させることなく、教訓として次の世代へ引き継ぎ、後世に伝えていくことが我々の果たすべき使命であると強く決意し、このような痛ましい事故を二度と起こさぬよう再発防止に全力で取り組み、主催事業の安全対策に今後一層努めていくことを改めてここに誓います。

登山専門部では、事故発生から4年あまり経過した令和3（2021）年7月に「高体連登山専門部の組織としての反省と今後の在り方」を公表させていただきました。ここでは、登山専門部としての、事故を防止することのできなかつたことに対する組織としての真摯な反省に基づき、事故後の4年間に改善を図ってきたこと、そして昨今の登山専門部を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の登山専門部の在り方について再検討した結果をまとめさせていただきました。

本書は、この「高体連登山専門部の組織としての反省と今後の在り方」を踏まえた上で、那須雪崩事故に係る民事裁判の判決を受け改めて高体連及び登山専門部の組織としての反省と再発防止に向けた取組について、記載するものであります。

令和7（2025）年1月

栃木県高等学校体育連盟

会 長 大 牧 稔
前登山専門部長 新 井 聡

1 那須雪崩事故の概況

(1) 事故の概要

本講習会は、積雪期登山の正しいあり方を示し、安全登山に必要な知識・技術を習得させ、登山事故防止に資することを目的に、高体連の主催により、昭和33（1958）年から実施していました。

平成28（2016）年度は、3月25日（土）から同月27日（月）までの3日間で行われ、事故当日の3日目（3月27日（月））は、県内高等学校7校から生徒46名及び教員9名の計55名が参加していました。

事故当日は茶臼岳へ登山する計画でしたが、登山専門部教員の3名が協議し、前日からの積雪や当日の気象状況等から、登山を中止し、那須ファミリースキー場ゲレンデ周辺での雪上歩行訓練を行うことに計画を変更しました。

1班から4班までは、第2ゲレンデ内の大きな木（一本木）付近まで歩行訓練を行った後、樹林帯の支尾根を登りました。大田原高校生徒で構成された1班は、樹林帯の上の斜面を登り、班の隊列の前方に見えた岩まで行って引き返すことにしましたが、岩に向かって歩き始めてまもなく、8時30分頃から8時45分頃までの間に、雪崩に巻き込まれました。また、真岡高校生徒で構成された2班、那須清峰高校と矢板東高校の生徒で構成された3班及び宇都宮高校と矢板中央高校の生徒で構成された4班もそれぞれ雪崩に巻き込まれました。

事故発生後、複数の教員が無線で講習会本部を呼び出しましたが、応答がなかったため、真岡女子高校と矢板東高校の女子生徒で構成され別ルートで行動していた5班の教員が、講習会本部に直接行って本部に報告し、9時20分頃に警察と消防に通報しました。その後、9時40分頃には那須山岳救助隊が救助要請を受け、10時30分頃に隊員がスキー場に到着、11時45分頃には、被災現場に救助隊が到着し、救助活動を開始しました。

一方、雪崩発生直後から事故現場にいた2班から4班の教員は、班員の安否確認、雪崩に巻き込まれた者の捜索や救助活動に当たっていました。

この事故により、大田原高等学校の生徒7名及び引率教員1名が死亡し、他参加校生徒を含め40名が負傷しました。

(2) 気象状況及び雪崩の発生状況

平成29（2017）年3月26日から27日にかけて、関東地方の上空約1,500m付近には、氷点下3度の寒気が流れ込んだことから、栃木県の北部山地では3月26日夜から27日昼前までにかけて大雪となりました。宇都宮地方气象台では平成29（2017）年3月26日10時32分に、日光市、那須塩原市及び那須町に対して、大雪注意報、雪崩注意報及び着雪注意報を発表しました。

国立研究開発法人防災科学技術研究所等によると、事故が起きた雪崩は「面発生乾雪表層雪崩」で通称「天狗岩」（標高1,515m）に伸びる斜面の標高1,420m付近から上方の積雪域で発生したと推定されました。本件事故現場付近の斜面は傾斜が38度程度あり、かつ周辺に樹

木が生えていない状況を考慮すると、当日は雪崩の自然発生の可能性が高くなっていたと推測されますが、聞き取り調査等によると、当該ルートを進んだことが雪崩発生の原因となったという人為的な可能性も否定できないため、一方を特定することは困難とされています。

(3) 事故後の説明会等

事故後、御遺族及び被害者の皆様に対し説明会を行い、事故の概要や高体連及び登山専門部の現状、さらに皆様からいただいた質問について説明いたしました。

平成29（2017）年5月20日 那須雪崩事故に係る事故説明会 ⇒中止

5月28日 同事故説明会（会場：大田原高校）

9月10日 那須雪崩事故検証委員会第一次報告書に基づく御遺族及び被害者の皆様の要望に対する回答説明会（会場：大田原高校）

平成30（2018）年2月3日 高体連による同事故に係る事故説明会（会場：大田原市内）

2月10日 高体連による同事故に係る事故説明会（会場：大田原市内）

2月24日 高体連による同事故に係る事故説明会（会場：大田原市内）

(4) 事故に係る裁判

ア 民事裁判（宇都宮地方裁判所にて第一審、双方控訴せず判決確定）

令和4年（2022）年2月、御遺族が栃木県と高体連、三講師に対し、損害賠償を求めて提訴、令和5（2023）年6月28日、被告高体連と栃木県が連帯して逸失利益・慰謝料等を支払うこととする判決が言い渡され、被告はいずれも控訴せずに判決が確定。

イ 刑事裁判（宇都宮地方裁判所にて第一審、現在控訴中）

令和4（2022）年2月、宇都宮地方検察庁が三講師を業務上過失致死傷罪で在宅起訴し、現在も裁判が継続中。

2 反省

(1) 民事裁判の詳細と判決を受けて

ア 事件番号及び事件名

令和4年(ワ)第83号 那須雪崩事故損害賠償請求事件

イ 当事者

原告：亡くなられた生徒4名及び教諭1名の御遺族 計18名

被告：高体連、栃木県、三講師

ウ 請求の趣旨

被告らが連帯して、逸失利益・慰謝料等を支払うこと

エ 裁判の経過

令和4(2022)年 4月27日 第1回口頭弁論

6月22日 第2回口頭弁論

9月21日 第3回口頭弁論

11月16日 第4回口頭弁論

令和5(2023)年 3月8日 第5回口頭弁論(結審)

6月28日 判決言い渡し

7月13日 原告・被告とも控訴せず、判決確定

オ 判決の要旨

区分		判決の要旨
主文		・被告県及び被告高体連は、原告らに対し、連帯して、逸失利益・慰謝料等を支払え。
争点等別	公務員個人の責任	・被告三講師はいずれも被告県の公務員たる県立高校の教員であり、本事故は公務員が職務行為を行うについて発生した事故であるから、被告三講師は原告らに対して賠償責任を負うものではない。
	被告三講師の過失(被告県及び被告高体連に対する請求について)	・原告らは、被告三講師及び被告高体連において、遅くとも事故発生日の朝の時点で、気象情報や雪崩注意報等の発令の有無などを確認し、雪崩が発生する危険性を想定して本講習会を中止すべきであったにもかかわらず、これを怠って漫然と本講習会を続行し、それによって本事故が発生したと主張するところ、被告県及び被告高体連は、被告三講師及び被告高体連の注意義務違反(違法性ないし過失)を争うことを明らかにしない。

区 分		判決の要旨
争 点 等 別	被告三講師 の過失（被 告県及び被 告高体連に 対する請求 について）	・よって、被告県は国家賠償法1条1項に基づき、被告高体連は民法709条に基づき、本件被災者ら及び原告らに生じた損害について賠償責任を負う。
	本件被災者 ら及び原告 らの損害	・本件被災者ら本人の慰謝料については、本事故は雪崩に対する危機意識の希薄さから被告三講師及び被告高体連が本講習会を中止しなかったことが一因であることに加え、雪崩発生後の対応が遅れたこと、本講習会を続行したことにつき本件被災者らに落ち度は認められないことなどの一切の事情を考慮して算定する。 ・原告ら固有の慰謝料については、本事故により息子あるいは親しい親族を突然失った原告らの心情等を考慮して算定する。
	大田原高校 引率教員の 過失相殺	・被告県及び被告高体連は、大田原高校引率教員の過失について、自身の生命身体の安全を確保する措置を講ずる権限ないし余地があったなどと抽象的な主張をするのみであって、具体的な評価根拠事実を主張していない。 ・そうである以上、大田原高校引率教員に過失は認められず、大田原高校引率教員に対する過失相殺は相当ではない。

カ 判決を受けて

判決は高体連に過失があったとし、民法709条に基づき、賠償責任を負うものとなりました。

高体連は、判決で指摘されたとおり、組織としての賠償責任を負うことを認め、控訴をせずに判決を受け入れました。この事故は、高体連および登山専門部が組織としてマンネリズムに陥っており、危機管理意識の低下や制度疲労があったこと、さらに従事する教員の経験差が大きく、協働意識を持って協議や判断ができる組織ではなかったことが招いたものと受け止めており、事故を引き起こした組織としての責任を痛感しております。改めて亡くなられた8名の方々と御遺族、負傷された方々やその御家族及び関係の方々へ心よりお詫び申し上げます。

高体連は、このような痛ましい事故を二度と起こさないために、未来を担う高校生の健全な発達に資する運動部活動が安全第一で遂行されるよう、大会や研究調査などの主催事業における安全対策の徹底に全力で取り組んで参ります。

(2) 高体連及び登山専門部としての事故に対する反省

「高体連登山専門部の組織としての反省と今後の在り方」（令和3年7月1日）では、以下のとおり、登山専門部の組織としての反省を述べさせていただきました。

- 大自然をフィールドとする登山という危険を伴う活動でありながら、長年運営を継続してきたことにより、危機意識が麻痺し、危機管理の意識や体制が十分に機能しなかった。
- そのことを象徴するのが、那須雪崩事故の7年前（平成22（2010）年3月27日）、同講習会中に発生した雪崩事故への対処の顛末である。重大な事故であったにもかかわらず、怪我をした生徒がいなかったことから、事故の規模や影響が過小評価され、登山専門部内で組織的に情報を共有することが徹底されず、根本的な事故防止対策に生かす機会を失ってしまった。
- 組織としての制度疲労が進んだ背景には、専門的知識や危機管理意識を十分にもつ指導者の不足や安全に活動するための人的資源が徐々に不足していったことも挙げられる。そのため、安全対策の立案や具体的な事案への対応などを集団で協議し、様々な観点から情勢分析を行うなどの組織的対応が難しくなっていた。
- 大会や講習会の運営において、長年運営を継続してきたことによる「慣れ」により、例年行ってきた方法を踏襲し続け、社会の変化や組織の現状に見合った安全な運営が十分に行われなくなってしまった。

高体連として反省すべきは、このような変化や課題に、組織として適切に対応できなかったことであり、那須雪崩事故検証委員会報告書で指摘されたように、「正常性バイアス」や「マンネリズム」という要因が背後にあったと認識しています。

安全を最優先にして行われるべき講習会において、適切な安全対策の措置を講ずることなく、8名の尊い命を奪い、多くの負傷者を出してしまったことの責任は、高体連（登山専門部含む）にあると認識しております。そして、このような痛ましい事故を二度と起こさぬために、事故を風化させることなく、教訓として次の世代へ引き継ぎ、後世に伝えていくことが我々の果たすべき使命であると強く自覚しております。

上記の反省を踏まえ、高体連として何が問題であったかについて、具体的に以下の3点を挙げさせていただきます。

ア 事前の計画が危機を想定しているとは言い難く、不十分であったこと

本講習会は、本来、登山事故防止という目的や意識を有しているべきですが、安全確保の観点からの検討が十分に行われていたとは言えませんでした。講習会で参加者が安全登山に必要な知識や技術を習得するためには、通常の登山以上の安全確保が必要であり、その意識をもって講習会の目的に合った計画を立てるべきでした。

しかしながら、毎年行われているという慣れによって、事業目的の設定と計画立案段階において、前例を踏襲するのみで、慣行に従った事務的作業に陥ってしまい、危機を想定した十分な計画がなされていませんでした。

例えば、本講習会の実施に当たり、登山専門部2名の教諭による事前の下見が行われて

いましたが、第2日目の雪上訓練の場所や第3日目に予定変更した雪上歩行訓練を実施した場所の下見は行われておりませんでした。事前の下見等が実施されてはいたものの、講習場所の地形、天候、過去の事故発生状況等の安全情報を収集し、講師間で十分に共有するなど、計画立案に活かすための下見とはなっていませんでした。

また、荒天の際の代替案等についても事前の検討はなされておらず、本来ならば、計画変更を判断する基準、計画変更の決定方法や伝達方法等を事前に計画の中に盛り込むべきでした。

イ 教員間での協働意識や共通理解が不足していたこと

登山に関する専門的知識や危機管理意識を十分にもつ指導者の不足は、登山専門部の組織的対応が難しくなってしまった背景として考えられます。経験の浅い教員がいる中で、登山の経験に長けた一部の教員に判断が委ねられる傾向は否めず、集団で協議し様々な観点から判断材料を分析することのできる組織とは言えませんでした。

本講習会の運営体制においても、事故当日の計画変更に当たって、変更後の歩行訓練の目的が必ずしも明確なものではなく、具体的内容や行動範囲、危険箇所についても曖昧なままであり、講師打合せの際の説明も不十分となり明確な指示につながらず、講師と引率者間において十分な共通認識が形成されませんでした。第3日目の講習場所の天候や地形、雪崩の危険性についてもそれぞれの講師が有する知識や情報が共有されず、参加者の安全確保につなげることができませんでした。

全ての教員に対し、一定以上の豊富な知識や経験を求めることは困難であり、だからこそ、教員間で協働意識をもって、講習についての目的や内容を具体的かつ明確に定め、その内容を教員間で十分に共有する組織的対応が必要でした。

ウ 事故事例を計画に反映させるなどの振り返り・改善が不足していたこと

これまで行われてきた講習会について、終了後に実施内容を振り返り、反省する機会が十分に設けられておりませんでした。実施の都度、事故事例やヒヤリ・ハット事例を収集し、講習会の総括を行う機会を設け改善策等を検討し引継ぎを行うべきでした。

那須雪崩事故の7年前（平成22（2010）年3月27日）、講習会中に発生した雪崩事故についても、高体連への報告書や登山専門部内での申し送り事項として文書化されたものはありませんでした。重大な事故であったにもかかわらず、怪我をした生徒がいなかったことから、事故の規模や影響が過小評価され、登山専門部内で組織的に情報を共有することが徹底されず、根本的な事故防止対策に生かされませんでした。事故事例やヒヤリ・ハット事例については文書化し永続的に残し、本講習会の計画に際しても過去の事例を確認すべきでした。

以上、3点が高体連としての事故に対する認識であり、反省すべき点であると考えます。

高体連としましては、長年運営を継続してきた中で、危機意識が麻痺し、危機管理の意識や体制が十分に機能しなかったことがこのような大事故に繋がったと捉えています。

私ども高体連は組織として「計画全体のマネジメント及び危機管理意識の欠如」があったと認め、改めてこれを深く反省いたします。これまで高体連の組織体制を見直し、那須雪崩事故以降、高体連主催行事等を安全に実施するための整備に努めて参りましたが、今後も生徒や指導者が安全に活動できる環境を整備していくため、各専門部における安全管理や安全対策、指導体制などについて不断の見直しを進めていきます。

3 再発防止のための取組

(1) 高体連登山専門部の取組と今後について

ア 生涯スポーツとしての登山活動への転換

高校生が集団で登山を行うことには、非常に大きな教育的効果があり、これまで部活動だけでなく、学校行事においても登山活動が行われてきました。寝食をともにし、互いに励まし合い、助け合いながら山を登る活動を通じて、望ましい人間関係づくりが行われて参りました。こうした点に着目したとき、高校生の登山活動の重要な側面として、生涯にわたって楽しめるスポーツとして、生涯スポーツの基盤をつくることが挙げられます。

登山専門部では、専門的な知識を有する外部人材を活用しながら、競技スポーツから安全を最優先に登山そのものの魅力を味わう生涯スポーツへの転換を図って参りました。

イ 大会運営の取りやめ

最近では、キャンプと自然観察を目的としたハイキングなどを組み合わせた活動に魅力を感じて、登山部等に入部する生徒も多くなっているなど、高校生の登山に求めるニーズの変化が見られます。その一方で、少子化に伴う学校規模の縮小等により、徐々に登山専門部加盟校・登録生徒数・顧問教員の数が減少しております。

このような動向等を踏まえ、今後の望ましい高校生の登山活動を総合的に判断した結果、安全に配慮した大会運営が困難になりつつある現状に鑑み、令和3（2021）年度から、大会をはじめ『登山計画作成のためのガイドライン（栃木県教育委員会）』に定義する登山活動は、高体連の主催としては実施しないこととしました。これ以降の登山部活動は主として各学校単位で行っています。

一方、上位大会への出場希望校がある場合には、大会の実施要項等について登山計画審査会に安全性の確認を依頼し、学校から提出されたエントリーシートやチェックリストを元に、推薦委員会において慎重に選考し、栃木県教育委員会での確認を経て出場校を決定しています。

ウ 登山専門部の休止と役割の継承について

登山専門部への登録数は減少の一途をたどっており、平成29（2017）年4月時点で22校、159名でしたが、令和5（2023）年度には5校、40名となっています。また、登山に係る専

門的な技術や知識、さらにそれを生かした指導歴を十分に併せ持つ教員が少なくなっており、登山専門部委員についても人材不足が大きな課題となっています。少子化に伴う学校規模の縮小等の状況に鑑みたとき、今後も登山専門部に加入する学校や生徒の増加は見込めず、登山専門部の持続的で安定的な運営は困難であることから、専門部がこれまで担ってきた各校登山部の活動に対する支援や、上位大会への推薦などの役割は高体連事務局が引き継ぐこととしました。

高校生の安全な登山活動の推進については、高体連事務局が関係機関による研修会等の情報を周知することに加え、例えば、顧問の情報交換や生徒同士の交流を通してヒヤリ・ハット事例を共有する新たな場の設置など、一層の安全確保や事故の風化防止等に努めて参ります。

(2) 高体連の組織全般にわたる改善

ア 危機管理マニュアル

平成29(2017)年5月、高体連は、日常の運動部活動や競技会における事故防止と安全対策のマニュアルを作成するため、危機管理マニュアル作成委員会を設置しました。関係競技団体と連携を図りながら、緊急時に備えた事前確認から緊急時の基本的な対応等について、専門部ごとに様々な角度から検討し、危機管理マニュアルとしてまとめました。

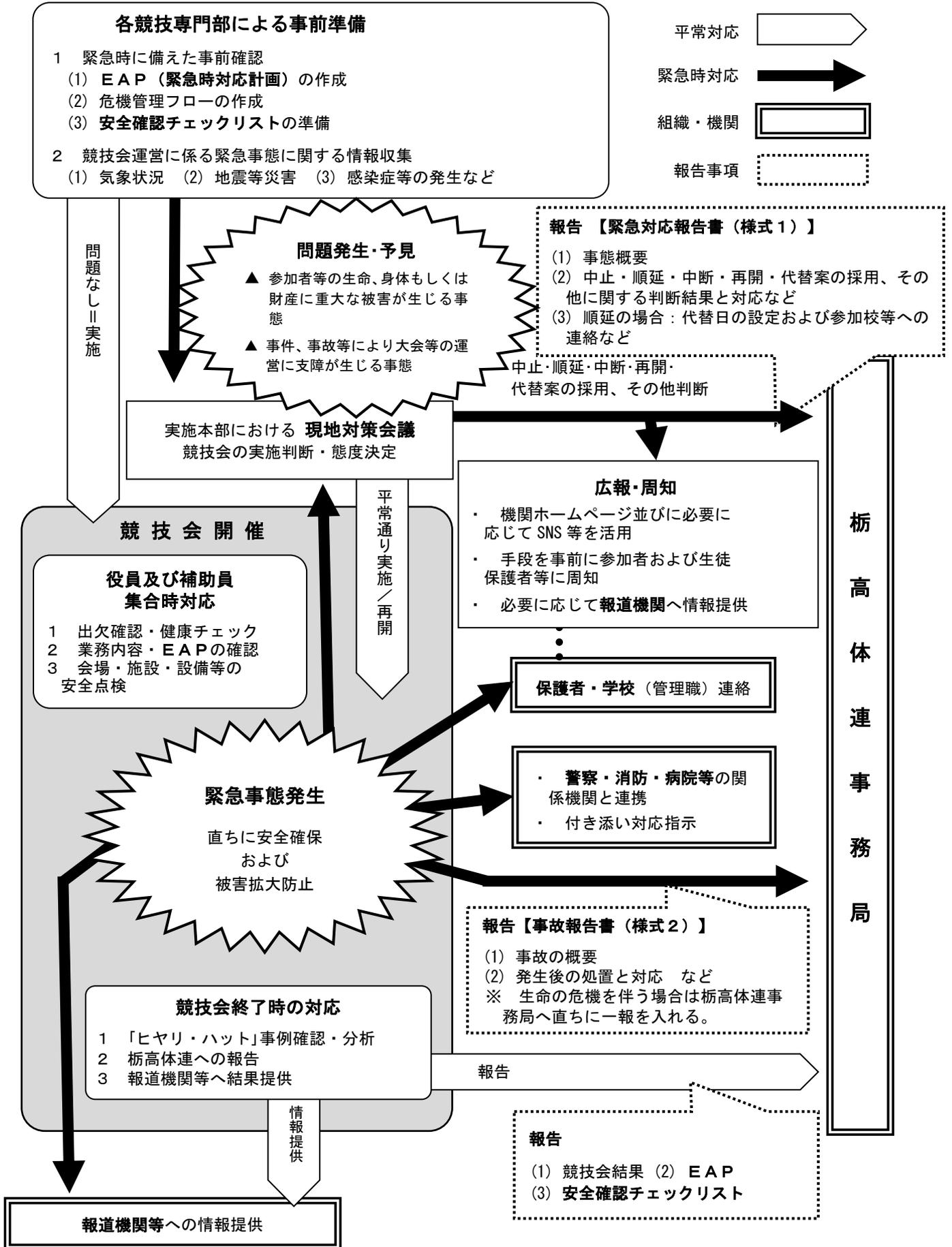
競技会の開催に当たっては、危機管理マニュアルに則り、EAP(緊急時対応計画:Emergency Action Plan)¹を作成し参加者に周知すること、危機管理フローを事前に準備し、事案発生時において迅速に対応できるよう体制を整えること、気象状況や突発的事象等により計画の変更が生じる可能性を考慮し、事前に代替計画案を作成し、内容について共通理解を図っておくこと、競技毎の特性に応じた安全対策をまとめた安全確認チェックリストを用いて、大会の運営状況を確認・点検することを定めました。また、競技会終了後には、安全確認チェックリストを用いながらヒヤリ・ハット事例の情報収集と分析を行い、高体連に報告することとしました。(10ページ高体連主催大会運営フロー参照)

イ 大会実施計画のチェック体制

平成30(2018)年4月、高体連における高等学校体育・スポーツの安全と危機管理の徹底を図ることを目的として、危機管理委員会を新たに設置しました。危機管理委員会では、高体連各専門部から選出された委員が、EAP及び安全確認チェックリスト等、大会を運営する上で必要な資料の整理や修正をするとともに、高体連各専門部から報告されたヒヤリ・ハット事例を分析し、大会運営上の懸念点を協議し対応策について検討するなど、大会を安全に実施するために必要な内容について議論を行っています。

¹ いつ起こるか分からない事故や怪我に対して、発生後いかに迅速に対応し医療機関に搬送できるかを事前に想定した計画書(11ページ記載例参照)。

・ 高体連主催大会運営フロー



- ・EAP（緊急時対応計画）記載例

Emergency Action Plan (緊急時対応計画)			
基本情報			
専門部名	○○○○○専門部		
競技会名	令和○年度 栃木県高等学校総合体育大会○○○○○競技		
期日	令和○年○月○日(○)		
施設名	○○○○○体育館		
施設目印	○○○○○郵便局の南側		
住所	栃木県宇都宮市○○○1-2-3	TEL	028-000-0000
施設マップ			
※救急車停車位置、傷病者搬送経路、AED・消火器等の設置場所 などを記入			
連絡先			
委員長	○○ ○○	TEL	090-0000-0001
施設管理者	◎◎◎◎	TEL	028-000-0000
会場主任	△△ △△	TEL	090-0000-0002
競技主任	□□ □□	TEL	080-0000-0003
ドクター	●● ●●	看護員	▲▲ ▲▲
警察	○○○警察		TEL 028-000-0110
消防	□□□消防署		TEL 028-000-0119
病院1	○○○総合病院		TEL 028-000-0001
病院2	◎◎◎整形外科		TEL 028-000-0002
病院3	□□□クリニック		TEL 028-000-0003
タクシー	△△△△交通		TEL 028-000-0004
設置場所/ルート			
MS待機場所	大会本部	消火器	上記マップのとおり
AED	体育館事務室前	救急箱	大会本部
車椅子	体育館事務室	担架	医務室
救急車入口	○○○○○体育館前信号(東ゲート)	救急隊入口	体育館医務室入口
※MS:メディカルスタッフ			
傷病者発生時の担当者【競技場】		傷病者発生時の担当者【観客席】	
処置	大会ドクター	処置	大会ドクター
連絡	引率者	連絡	会場主任
AED訓練	○○○○○専門委員	AED訓練	○○○○○専門委員
誘導	施設スタッフ	誘導	施設スタッフ

参考：(公財)日本アイスホッケー連盟(<https://www.jihf.or.jp/index.php>)
安全管理「エマージェンシーアクションプラン(EAP)」を参考にして作成

ウ 熱中症対策

令和3(2021)年には、高体連主催大会において、生徒の自己管理や、顧問教員の資質や指導力に頼ることなく、主催者判断と参加校協力により熱中症リスクを適切に回避し、熱中症事故を未然に防ぐことを目的に「暑熱環境下大会運営ガイドンス」を作成し、試行運用を経て、令和4(2022)年度から正式に運用を開始しました。本ガイドンスには、暑熱環境下における対策事項を明示するとともに、「暑さ」による大会延期・中止判断基準の標準化を図り、判断の際の責任者を明記しております。

エ 総合的な安全への対応力の向上を目指した研修等の充実

危機管理委員会において、体罰防止や熱中症対策などについての研修等を実施し、その内

容を高体連各専門部に共有させることで、大会の運営だけではなく、専門部が主催するすべての行事に対し、常に安全を最優先に考えて計画・実施・振り返り・改善を行うなど、総合的に安全への配慮や対応力を身に付けるための取組を実施しています。

オ 那須雪崩事故の教訓の風化を防ぐための取組

私ども高体連は、「栃木県高等学校体育・スポーツの健全な発達を図ること」を目的として、県内高等学校80校（加盟校）の職員・生徒で組織され、35の専門部、南部・中部・北部の3つの地域支部、及び定通部を設置している他、機関誌編集・調査研究・運動部活動普及強化・危機管理・基本問題検討の5つの委員会を設け、その目的達成に向けて様々な事業を展開しています。

事業を展開するに当たって活動方針を定めていますが、那須雪崩事故の教訓をもとに、「危機管理体制の整備と安全管理・事故防止の徹底」を第一に掲げており、今後も、すべての事業の実施において、各専門部主催事業計画のチェックや危機管理委員会の開催など安全な運営に関する取組を推進し、活動のフォローアップに努めて参ります。また、亡くなられた7名の生徒と1名の教員の御遺族や負傷された方々及びその御家族をはじめ、多くの人々に向け、取組の進捗状況をホームページに公表し、那須雪崩事故の教訓等の風化を防ぐ営みを継続して参ります。

カ 組織体制検討委員会（組織のコンプライアンス徹底など）

那須雪崩事故から得た教訓、現代における様々な社会情勢の変化、学校体育団体としての組織本来の在り方等を踏まえ、現行の組織体制を見直すため、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の2年間、組織体制検討委員会を時限的に設置し、規約内容と組織の実態（実情）の整合性を図り、組織の目的、事業の位置づけ等の表記を明確化するなど、組織のコンプライアンス徹底に向けた取組を実施しました。なお、令和5（2023）年度からは、組織体制検討委員会の機能を引き継ぐ形で、基本問題検討委員会を新たに立ち上げ、組織のコンプライアンス徹底のみならず、高体連に関する諸課題を引き続き検討していくこととしております。

キ 部長会議の再開（高体連各専門部の共通理解）

高体連各専門部は、全国・関東の専門部とのつながりや、関係競技団体との関係性から独自の発展を遂げており、高体連組織全体の共通理解を図る上で支障を来しておりました。そのため、後に重大事故の根源的要因と指摘される「計画全体のマネジメント」不全を招く原因となっていました。そこで、組織としての理念と在り方を再確認した上で、組織全体のマネジメントが有効に機能する仕組みとするため、高体連各専門部長（校長）を対象とした「部長会議」を再開し、部長としての責任や役割、組織のコンプライアンス徹底についての共通理解を図ることで、部長を中心に各競技専門部の安全な大会運営に対する、意識を高めていくこととしました。

4 結びに

私ども高体連は、那須雪崩事故によって失われた命の重さと、事故を引き起こした責任と深刻さを痛感しており、悔恨の念に堪えません。現在は、この痛ましい事故を胸に刻み、再発の防止に真摯に向き合い、事故を起こした責任について深く反省しております。

事故の背景には私ども高体連の組織としての「計画のマネジメント」と「危機管理意識」の欠如があったことを痛感しております。安全第一の理念が遵守されず、リスクのある状況での行動を許してしまっていたことが、この事故の背景にありました。

那須雪崩事故以降、私ども高体連はそれまでの体制を深く反省し、組織及び安全対策の見直しや適切なルールの策定、遵守の徹底に向けた取組を行って参りました。その際、高体連内部の意見だけではなく、御遺族をはじめ、外部の方々からの御意見を真摯に受け止め、組織がマンネリズムに陥り、取組の徹底に影響が出ないように努めて参りました。今後も、事故防止のため事前のリスク評価を十分に行い、参加者や関係者に対する安全対策を講じていくことが必要不可欠であると認識しております。

また、組織内での研修等を充実させ、万が一事故が発生した際の対応につきましても、適切な行動がとれる体制を整備して参ります。

私ども高体連は、再発防止に向けて、安全対策を不断に見直し改善を図るとともに、安全と適切な対応を最優先し組織を運営して参ります。

高体連一同、事故に遭われた方々と御家族の方々に心より謝罪いたしますとともに、今後も再発防止に向け取り組んでいくことを誓い、安全・安心な活動を徹底することに全力を尽くし、高等学校体育・スポーツの健全な発達に努めて参ります。